

議案第159号

さいたま市コミュニティ施設条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市コミュニティ施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年9月3日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市コミュニティ施設条例の一部を改正する条例

さいたま市コミュニティ施設条例（平成13年さいたま市条例第212号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(利用時間)</p> <p>第6条 コミュニティ施設の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の利用時間は、次のとおりとする。ただし、市長は、事情によりこれを変更することができる。</p> <p>(1) プラザイースト、プラザウエスト及びプラザノース（駐車場を除く。）並びにさいたま市南浦和コミュニティセンター（以下「南浦和コミュニティセンター」という。）、さいたま市東大宮コミュニティセンター（以下「東大宮コミュニティセンター」という。）、さいたま市七里コミュニティセンター（以下「七里コミュニティセンター」という。）、さいたま市宮原コミュニティセンター（以下「宮原コミュニティセンター」という。）、さいたま市馬宮コミュニティセンター（以下「馬宮コミュニティセンター」という。）、さいたま市西部文化センター（以下「西部文化センター」という。）、さいたま市与野本町コミュニティセンター（以下「与野本町コミュニティセンター」という。）、さいたま市上峰コミュニティホール（以下「上峰コミュニティホール」という。）、さいたま市西与野コミュニティホール（以下「西与野コミュニティホール」という。）、さいたま市下</p> | <p>(利用時間)</p> <p>第6条 コミュニティ施設の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の利用時間は、次のとおりとする。ただし、市長は、事情によりこれを変更することができる。</p> <p>(1) プラザイースト、プラザウエスト及びプラザノース（駐車場を除く。）並びにさいたま市南浦和コミュニティセンター（以下「南浦和コミュニティセンター」という。）、さいたま市東大宮コミュニティセンター（以下「東大宮コミュニティセンター」という。）、さいたま市七里コミュニティセンター（以下「七里コミュニティセンター」という。）、さいたま市宮原コミュニティセンター（以下「宮原コミュニティセンター」という。）、さいたま市馬宮コミュニティセンター（以下「馬宮コミュニティセンター」という。）、さいたま市西部文化センター（以下「西部文化センター」という。）、さいたま市与野本町コミュニティセンター（以下「与野本町コミュニティセンター」という。）、さいたま市上峰コミュニティホール（以下「上峰コミュニティホール」という。）、さいたま市西与野コミュニティホール（以下「西与野コミュニティホール」という。）、さいたま市下</p> |

落合コミュニティセンター（以下「下落合コミュニティセンター」という。）、さいたま市高鼻コミュニティセンター（以下「高鼻コミュニティセンター」という。）、さいたま市コミュニティセンターいわつき（以下「コミュニティセンターいわつき」という。）、さいたま市岩槻駅東口コミュニティセンター（以下「岩槻駅東口コミュニティセンター」という。）、さいたま市ふれあいプラザいわつき（以下「ふれあいプラザいわつき」という。）、さいたま市大宮工房館（以下「大宮工房館」という。）、さいたま市片柳コミュニティセンター（以下「片柳コミュニティセンター」という。）、さいたま市浦和コミュニティセンター（以下「浦和コミュニティセンター」という。）、さいたま市日進公園コミュニティセンター（以下「日進公園コミュニティセンター」という。）、さいたま市武蔵浦和コミュニティセンター（以下「武蔵浦和コミュニティセンター」という。）（駐車場及び自転車等駐車場を除く。）及びさいたま市美園コミュニティセンター（以下「美園コミュニティセンター」という。）（駐車場及び自転車等駐車場を除く。） 午前9時から午後9時30分まで

(2) [略]

(3) プラザウエスト、武蔵浦和コミュニティセンター及び美園コミュニティセンターの駐車場並びに武蔵浦和コミュニティセンター及び美園コミュニティセンターの自転車等駐車場 午前8時から午後10時まで

(利用期間)

第8条 コミュニティ施設の施設等を引き続いて利用することができる期間は、次のとおりとする。ただし、市長は、事情によりこれを変更することができる。

(1)～(5) [略]

(6) 美園コミュニティセンター

ア 多目的ホール、レクリエーションルーム、集会室、和室、調理室及び音楽室 5日

イ 駐車場及び自転車等駐車場 1日

ウ 附属設備 利用する施設の引き続いて利用することができる期間と同一の期間

(7) [略]

別表第1（第2条関係）

| 名称 | 位置 |
|-----|----|
| [略] | |

落合コミュニティセンター（以下「下落合コミュニティセンター」という。）、さいたま市高鼻コミュニティセンター（以下「高鼻コミュニティセンター」という。）、さいたま市コミュニティセンターいわつき（以下「コミュニティセンターいわつき」という。）、さいたま市岩槻駅東口コミュニティセンター（以下「岩槻駅東口コミュニティセンター」という。）、さいたま市ふれあいプラザいわつき（以下「ふれあいプラザいわつき」という。）、さいたま市大宮工房館（以下「大宮工房館」という。）、さいたま市片柳コミュニティセンター（以下「片柳コミュニティセンター」という。）、さいたま市浦和コミュニティセンター（以下「浦和コミュニティセンター」という。）、さいたま市日進公園コミュニティセンター（以下「日進公園コミュニティセンター」という。）及びさいたま市武蔵浦和コミュニティセンター（以下「武蔵浦和コミュニティセンター」という。）
午前9時から午後9時30分まで

(2) [略]

(3) プラザウエスト及び武蔵浦和コミュニティセンターの駐車場並びに武蔵浦和コミュニティセンターの自転車等駐車場 午前8時から午後10時まで

(利用期間)

第8条 コミュニティ施設の施設等を引き続いて利用することができる期間は、次のとおりとする。ただし、市長は、事情によりこれを変更することができる。

(1)～(5) [略]

(6) [略]

別表第1（第2条関係）

| 名称 | 位置 |
|-----|----|
| [略] | |

| | |
|---------------------|-------------------|
| さいたま市武蔵浦和コミュニティセンター | [略] |
| さいたま市美園コミュニティセンター | さいたま市緑区大字下野田655番地 |

別表第2（第4条関係）

| 名称 | 施設の種類 |
|----------------|--|
| [略] | |
| 武蔵浦和コミュニティセンター | [略] |
| 美園コミュニティセンター | 1 多目的ホール 2 レクリエーションルーム 3 集会室 4 和室 5 調理室 6 音楽室 7 駐車場 8 自転車等駐車場 |

別表第3（第14条関係）

1～22 [略]

備考

1～10 [略]

11 22及び23の表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)～(4) [略]

12 武蔵浦和コミュニティセンター及び美園コミュニティセンターの駐車場及び自転車等駐車場の使用料は、規則で定める施設の利用の認証を受けた場合には、市長が必要と認める時間まで無料とする。

| | |
|---------------------|-----|
| さいたま市武蔵浦和コミュニティセンター | [略] |
|---------------------|-----|

別表第2（第4条関係）

| 名称 | 施設の種類 |
|----------------|-------|
| [略] | |
| 武蔵浦和コミュニティセンター | [略] |

別表第3（第14条関係）

1～22 [略]

備考

1～10 [略]

11 22の表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)～(4) [略]

別表第3の22の表の次に次の表を加える。

23 美園コミュニティセンター

(1) 多目的ホールの基本使用料

| 利用方法 | 利用区分 | 利用単位 | 使用料 |
|------|------------|------|--------|
| 全面 | 平日 | 2時間 | 1,320円 |
| | 土曜日・日曜日・休日 | | 1,600円 |
| 片面 | 平日 | 2時間 | 660円 |
| | 土曜日・日曜日・休日 | | 800円 |

(2) その他の施設の基本使用料

| 施設 | 時間区分 | 午前 | 午後 | 夜間 | 午前～午後 | 午後～夜間 | 全日 |
|-------------|---------------------|---|---------------|----------------------|---------------|----------------------|----------------------|
| | | 午前9時～ 午後零時 | 午後1時～ 午後5時 | 午後6時～ 午後9時3 0分 | 午前9時～ 午後5時 | 午後1時～ 午後9時3 0分 | 午前9時～ 午後9時3 0分 |
| レクリエーションルーム | | 680円 | 840円 | 1,090円 | 1,520円 | 1,890円 | 2,550円 |
| 第1集会室 | | 340円 | 450円 | 630円 | 790円 | 1,050円 | 1,390円 |
| 第2集会室 | | 340円 | 450円 | 630円 | 790円 | 1,050円 | 1,390円 |
| 第3集会室 | | 240円 | 320円 | 450円 | 560円 | 750円 | 980円 |
| 第4集会室 | | 240円 | 320円 | 450円 | 560円 | 750円 | 980円 |
| 第5集会室 | | 470円 | 620円 | 880円 | 1,090円 | 1,470円 | 1,930円 |
| 和室1 | | 180円 | 240円 | 350円 | 420円 | 570円 | 750円 |
| 和室2 | | 170円 | 220円 | 320円 | 390円 | 520円 | 690円 |
| 調理室 | | 310円 | 430円 | 550円 | 740円 | 960円 | 1,260円 |
| 音楽室1 | | 390円 | 480円 | 610円 | 870円 | 1,060円 | 1,450円 |
| 音楽室2 | | 280円 | 340円 | 450円 | 620円 | 770円 | 1,040円 |
| 駐車場 | | 1台につき30分（30分に満たないときは、30分とする。）ごとに100円 （施設利用の認証を受けた場合には、2時間まで無料） | | | | | |
| 自転車等 駐車場 | 自転車 | 1台につき1回ごとに150円（施設利用の認証を受けた場合には、3時間まで無料） | | | | | |
| | 原動機付自転車・小型 自動二輪車 | 1台につき1回ごとに260円（施設利用の認証を受けた場合には、3時間まで無料） | | | | | |
| | 自動二輪車 | 1台につき1回ごとに410円（施設利用の認証を受けた場合には、3時間まで無料） | | | | | |

附 則

この条例は、平成28年1月4日から施行する。